

別紙7

国産飼料資源生産利用拡大対策のうち、未利用資源活用対策の事業細目及び具体的な手続き等について

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領（平成31年4月1日付け30生畜第1874号生産局長通知）の本文（以下「実施要領」という。）第2の5の（1）の生産局長が別に定める事業の細目及び具体的な手続等は以下のとおりとする。

第1 定義

本事業において、次の1から3までに掲げる用語の定義は、当該1から3までに定めるところによる。

1 未利用資源

国内で飼料に供する目的以外で生産された農産物及び食品残さ等のうち、現在、その性状又は発生状況等から大部分が廃棄されているものであって、家畜用の飼料及び飼料原料として利用可能であるか、又は、さらに利用が見込まれるものをいう。

2 食品残さ等

食品製造副産物等（食品の製造過程で得られた副産物及び加工屑をいう。）、余剰食品（食品として製造されたが食品として利用されなかつたものをいう。）、調理残さ（調理に伴い発生した残さをいう。）又は農場残さ（農場及び選果場において規格外等により利用見込みのない農産物及び農産物の不可食部位をいう。）であって、国内で飼料に供する目的以外で生産されたものをいう。

3 エコフィード

食品残さ等を用いて製造された家畜用の飼料のことを行う。

第2 事業の内容

実施要綱第2の5の（1）の事業に関わる具体的な取組内容は、次に掲げるとおりとし、その取組を支援するものとする。

1 未利用資源活用等の促進

（1）未利用資源の有効活用及び生産技術の普及

① 未利用資源の有効活用のためのシステム構築

未利用資源を有効活用するため、情報収集を行い、活用方法等を検討し、マッチング等のシステムを構築し、その普及を行う。

② 未利用資源の生産技術の普及

ア 優良事例の調査及び表彰等

未利用資源を活用した優良事例の調査及び表彰を行う。

イ 講習会等の開催

技術及び優良事例を活用した普及セミナー等を開催する。

(2) 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び差別化畜産物の流通・販売に係る普及

① 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進

飼料原料情勢の変化等に対応し、飼料化事業者における持続的な原料確保・製造の促進を図るため、飼料原料情勢の変化に対応した飼料原料の確保・飼料化に際し、飼料化事業者が参考となる資料等の作成・普及を行う。

② 差別化畜産物の流通・販売に係る普及

ア 認証の取得支援

食品事業者、飼料化事業者及び畜産農家等が行う認証エコフィード及びエコフィード利用畜産物認証（以下「エコフィード認証」という。）の取得に係る申請費用等の支援を行う。

イ 差別化畜産物の普及

認証された畜産物及び、エコフィードを活用した差別化畜産物の流通・販売を促進するため、実態の調査を行うとともにその畜産物の普及を行う。

2 地域の未利用資源活用等の生産体制支援

(1) 地域未利用資源活用促進

① 地域の未利用資源の活用

ア 未利用資源の調査及び計画の策定

調達可能な飼料原料の実態調査や未利用資源の利用事例の調査を行うとともに未利用資源及びそれを利用し、製造した飼料の成分分析・安全性の調査や家畜への影響調査等を行い、未利用資源を利用した飼料の製造に向けて、取組方針、事業の規模・範囲、関係者の役割、製造方法、関連する手続等に関する計画を策定する。

イ 飼料生産・利用に向けた体制構築

アの計画に基づき、飼料を製造するに当たり、安定した飼料生産・利用の確立に向けた検討や取組の検証及び計画の見直しを実施する。

ウ 未利用資源活用拡大の地域推進

地域での未利用資源の生産・利用拡大のため、有識者や先進地域からの経験を活かしたアドバイス・技術指導、飼料化事業者、畜産農家等への技術や取組内容の普及、他の取組者への技術協力、地域の未利用資源活用のための普及活動等を実施する。

② 未利用資源の飼料利用体制の整備

民間団体等が、未利用資源を活用した飼料を製造するために必要な機材を導入する（リース契約によるものに限る。）。

(2) エコフィードの生産拡大

① エコフィードの利用拡大

ア 食品残さ等の飼料利用拡大

エコフィードの生産拡大に向けて、民間団体等が、エコフィードの原料として食品残さ等の利用を拡大する取組を行う。

イ 国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大

エコフィードの生産拡大や飼料自給率の向上に向けて、民間団体等が、国産由来の食品残さや食品流通の川下由来の食品残さ等の利用を拡大する取組をアの取組を併せて行うことができる。

ウ 活用が進んでいない食品残さ等の飼料利用拡大

分別の手間が必要であること、水分が多いために運搬コストが高くなること、栄養価の片寄りがあることや嗜好性が悪いこと等の理由により、エコフィードへの活用が進んでいない食品残さ等の利用拡大に向けて、民間団体等が、アの取組と併せて次に掲げる取組を行うことができる。

(ア) 食品残さ等の分別の実施

エコフィードの原料のうち、分別の手間が必要な食品残さ等について、分別管理したものの利用の拡大。

(イ) 食品残さ等の含水率の削減

エコフィードの原料のうち、水分含量の高い食品残さ等について、食品事業者の事業場で含水率を低下させたものの利用の拡大。

(ウ) 成分分析等の実施

成分が未知又は変動する食品残さ等及びそれを原料として生産したエコフィードの成分分析、家畜給与試験等の実施。

② 食品残さ等の飼料利用体制の整備

民間団体等が、①の取組を達成するために必要な機材を導入することができる（リース契約によるものに限る。）。

第3 事業実施主体

事業実施主体の要件は、次に掲げるとおりとする。

1 未利用資源活用等の促進

(1) 未利用資源の有効活用及び生産技術の普及

① 事業実施主体は、未利用資源の普及・推進について、地域間の情報交流を図ることができ、その活動範囲を全国とする民間団体であること。

② 事業実施主体は、畜産経営における生産実態に精通しているとともに、民間企業・大学・都道府県等の試験研究機関だけでなく、食品事業者、飼料化事業者及び畜産農家等の広い業界からの意見の集約が可能であり、全国的な視点で課題の検討及び普及・推進が可能であること。

(2) 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び差別化畜産物の流通・販売に係る普及

① 事業実施主体は、エコフィードの普及・推進及び畜産物の流通等について十分な知見を有し、その活動範囲を全国とする民間団体であること。

- ② 事業実施主体は、消費者、食品事業者等の広い業界からの意見の集約が可能であり、全国的な視点で課題の検討、調査及び普及・推進が可能であること。
- ③ エコフィード認証を取得する事業者等への支援が可能であること。

2 地域の未利用資源活用等の生産体制支援

(1) 地域の未利用資源活用促進

- ① 事業実施主体は、次に掲げる者とする。ただし、アからエまでに掲げる者が事業実施主体となる場合には、未利用資源を提供若しくは収集する者、飼料を製造する者、その製造した飼料を利用する畜産農家、地方自治体等が組織の構成員（組合員を含む）と連携する定めを要するものとする。
 - ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会
 - イ 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。）
 - ウ 畜産公社
 - エ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社
 - オ 未利用資源を提供若しくは収集する者、飼料を製造する者、その製造した飼料を利用する畜産農家、地方自治体等が連携して組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがあるものに限る。）
- ② 事業実施主体内において、未利用資源の活用促進に関する認識及び飼料化に関する目的を共有し、適正かつ円滑な取組の推進を図るものとする。
- ③ 事業実施主体は、本事業の実施期間終了後において、未利用資源の継続的な利用の推進に努めるものとする。

(2) エコフィードの生産拡大

- ① 事業実施主体は、食品残さ等を原料としてエコフィードを製造し、かつ、次のアからキまでのいずれかに該当する者とする。
 - ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会
 - イ 畜産公社
 - ウ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社
 - エ 農事組合法人（本事業の取組により製造するエコフィードを自ら利用するものに限る。）
 - オ 3戸以上の畜産農家が組織する営農団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）
 - カ 3戸以上の畜産農家が総株主の議決権の過半数を有する株式会社又は3戸以上の畜産農家が業務執行社員の過半数を占める持株会社であって、農業を主たる事業として営むもの
 - キ 飼料製造施設と、当該施設が本事業の取組により製造するエコフィードを利用する者（3戸以上の畜産農家又は3戸以上の畜産農家と1社以上の配合飼料メーカーであって、その総利用量が当該製造されるエコフィードの総製造量の過半を占めるものに限る。）が連携して組織する団体（代表者の定めがあり、

かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。)

- ② 事業実施主体は、天候や景気の影響等による食品残さ等の供給量減少リスクの軽減を図るため、複数の食品残さ等の供給者と供給契約等を締結するものとする。

ただし、食品事業者が自らの事業場でエコフィードを製造し、直接利用者に譲渡する場合においてはこの限りではない。

- ③ 事業実施主体は、組織の構成員、食品事業者、畜産農家等との間でエコフィード利用推進に関する認識を共有し、適正かつ円滑な取組の推進を図るものとする。

- ④ 事業実施主体は、本事業の実施期間終了後においても、食品残さ等の継続的な利用の推進に努めるものとする。

第4 事業の要件

各事業の要件及び留意事項は、次に掲げるとおりとする。

1 未利用資源活用等の促進

- (1) 事業の実施は、第3の1の事業実施主体の要件を備え、公募により選定された者が行うものとする。

- (2) 事業の実施及び評価にあたっては、外部有識者に助言を求めることする。

2 地域の未利用資源活用等の生産体制支援

- (1) 地域の未利用資源活用促進

- ① 実施要綱第7に定める事業実施期間内において、それぞれの事業実施主体ごとに、事業実施初年度から連続した3年以内の期間で事業を実施することとし、第3の2の(1)の事業実施主体の要件を備え、当該事業の実施初年度において、公募により選定された者が行うものとする。

- ② 事業実施主体は、第2の2の(1)の①のアの取組のうち、計画の策定を実施することとし、2年目以降は、第2の2の(1)の①のイの取組（飼料生産・利用に向けた体制構築）を実施するものとする。

- ③ 未利用資源の飼料利用体制の整備の要件は次に掲げるとおりとする。

ア リースの対象となる機材は、未利用資源を活用した飼料を製造するために必要なものとする。

ただし、トラクターその他の個人経営になじむ汎用作業機械等は、助成対象としない。

イ リース契約の締結

- (ア) 事業実施主体は、第5の1の事業実施計画の別添（別紙7様式第1号-③）について、見積競争によりリース予定業者を選定した上で、作成するものとする。

- (イ) 事業実施主体は、実施要領第3の1により事業実施計画の承認を受けた後に、リース業者とリース契約を締結するものとし、事業実施期間において継

続する契約を締結できるものとする。

ウ リース機材

- (ア) 事業実施主体は、リース機材を設置する際に、搬入前の設置場所又は搬入場所及び設置又は搬入作業を撮影するとともに、設置又は搬入した後の写真を撮影し、適切に保管するものとする。
- (イ) 事業実施主体は、リース機材の設置が終了した後、飼料利用体制整備報告書（別紙7様式第2号）を作成し、リース契約書の写しを添付して、第6の1の事業実施状況の報告（別紙7様式第3号-1-①）に添付し、地方農政局長に提出するものとする。ただし、リース機材の設置が終了する日が第6の1の事業実施状況の報告より後の場合は、第6の2の事業実績報告書（別紙7様式第3号-2-③）に添付し、地方農政局長に提出するものとする。

(2) エコフィードの生産拡大

- ① 事業実施主体は、実施要綱の施行に伴い、廃止されるエコフィード増産対策事業実施要綱（平成20年4月1日付け19生畜第2395号農林水産事務次官依命通知）に基づく、エコフィード生産体制支援事業のうち、エコフィードの利用拡大の事業実施計画の承認を受けており、その事業実施計画の事業実施期間を引き継ぐものとし、その期間は3年以内とする。
- ② 当該取組の要件は、別紙7別添1（エコフィードの生産拡大における要件等）のとおりとする。

第5 事業実施の手続

- 1 実施要領第3の1の事業実施計画（別記様式第1号）に添付する別添様式は下表に掲げるとおりとし、事業実施計画の承認を受けるものとする。ただし、生産局長が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）により選定された者が策定した当該選定時の第2の1の取組（未利用資源活用等の促進）の事業実施計画については、実施要領第3の1の事業実施計画の承認（以下「計画承認」という。）を受けたものとみなす。

なお、公募要領に基づき提出した事業実施計画に変更がない場合は、計画承認を省略することができるものとする。

事業の種類	別添様式	提出先
(1) 未利用資源活用等の促進 ア 未利用資源の有効活用及び生産技術の普及 イ 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び差別化畜産物の流通・販売に係る普及	別紙7様式第1号-① 別紙7様式第1号-②	生産局長 生産局長
(2) 地域の未利用資源活用等の生産体制支援		

ア 地域の未利用資源活用促進	別紙7様式第1号-③	地方農政局長
イ エコフィードの生産拡大	別紙7様式第1号-④	地方農政局長

- 2 実施要領第3の2の事業実施計画変更承認申請書（別記様式第2号）に添付する別添様式は1に掲げるとおりとし、変更後の計画（変更箇所を二重線で抹消して、その下段に変更後の内容）を記載し、承認を受けるものとする。

第6 事業実施状況の報告

実施要領第4の事業実施状況の報告（別記様式第3号）に添付する別添様式は、次に掲げるとおりとし、それぞれに定める期日までに、第5の1の提出先に提出するものとする。

- 1 事業実施状況報告については、事業の種類ごとに下表に掲げる別添様式により、第3四半期の末日までに取りまとめ、1月末日までに提出するものとする。

事業の種類	別添様式
(1) 未利用資源活用等の促進	
① 未利用資源の有効活用及び生産技術の普及	別紙7様式第3号-1-①
② 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び差別化畜産物の流通・販売に係る普及	別紙7様式第3号-1-①
(2) 地域の未利用資源活用等の生産体制支援	
① 地域の未利用資源活用促進	別紙7様式第3号-1-①
② エコフィードの生産拡大	別紙7様式第3号-1-②

- 2 事業実績報告書については、事業の種類ごとに下表に掲げる別添様式により、事業実施年度の事業実績を取りまとめ、事業実施年度の翌年度の7月末までに提出するものとする。

事業の種類	別添様式
(1) 未利用資源活用等の促進	
① 未利用資源の有効活用及び生産技術の普及	別紙7様式第3号-2-①
② 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び差別化畜産物の流通・販売に係る普及	別紙7様式第3号-2-②
(2) 地域の未利用資源活用等の生産体制支援	
① 地域の未利用資源活用促進	別紙7様式第3号-2-③
② エコフィードの生産拡大	別紙7様式第3号-2-④

第7 事業の評価等

- 1 事業実施計画における成果指標は、第5の1の事業実施計画に添付する別添様式において、取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標を設定するものとする。
- 2 実施要領第5の報告（別記様式第4号）に添付する別添様式は下表のとおりとし、事業ごとに、下表に定める期日までに第5の1の提出先に提出するものとする。

事業の種類	別添様式	提出期日
(1) 未利用資源活用等の促進 ① 未利用資源の有効活用及び生産技術の普及 ② 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び差別化畜産物の流通・販売に係る普及	別紙7様式第4号-① 別紙7様式第4号-②	成果目標設定年度の翌年度の8月末日まで
(2) 地域の未利用資源活用等の生産体制支援 ① 地域の未利用資源活用促進	別紙7様式第4号-③	

3 事業実施主体は、事業実施及び事業評価に係る書類等について、2の事業評価の提出期日の翌年度まで保管することとする。

第8 助成の対象

実施要領第6の事業ごとの助成対象となる経費は、事業実施に係る経費のうち、次に掲げるとおりとする。

1 未利用資源活用等の促進

助成対象となる経費は、第2の1の取組（未利用資源活用等の促進）を行うために必要な実施要領別表（共通経費）に該当する経費及び第2の1の（2）の②のアの取組（認証の取得支援）を行うために必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、第2の1の（2）の②のアの取組（認証の取得支援）に必要な経費及びこの取組の実施要綱別表の生産局長が別に定める額は、エコフィード認証の申請者が認証取得のため、認証機関等に支払う費用（申請料金、認定料金、立入調査に係る費用（旅費を含む）、事前審査に係る費用（旅費を含む））に対し、その費用の1／2以内を支援に必要な経費とし、費目及び細目等については、下表のとおりとする。

費目	細目	内容	留意事項
事業費	認証等料	本事業を実施するために直接必要な認証等の支援に必要な経費	エコフィード認証の申請者が認証機関等に支払う費用に対し、支援する額は、その費用の1／2以内。

2 地域の未利用資源活用等の生産体制支援

（1）地域の未利用資源活用促進

助成対象となる経費は、第2の2の（1）の①の取組（地域の未利用資源の活用）を行うために必要な実施要領別表（共通経費）に該当する経費及び第2の2の（1）の②の取組（未利用資源の飼料利用体制の整備）に必要な経費であって、本事業の

対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、第2の2の(1)の②の取組（未利用資源の飼料利用体制の整備）を行ふために必要なリースの助成対象経費について、助成の対象となる額は、導入した機材の計画承認後の事業実施期間におけるリース経費の1／2以内とし、上限額は、事業実施主体当たり3,000千円／年とする。ただし、事業実施主体において複数の地域で実施する場合は、各地域ごととする。

また、リース料は、均等払いとし、トラクターその他の個人経営になじむ汎用作業機材は、助成対象としない。

(2) エコフィードの生産拡大

助成対象となる経費は、別紙7別添1（エコフィードの生産拡大における要件等）のとおりとする。

また、第2の2の(2)の取組（エコフィードの生産拡大）の実施要綱別表の生産局長が別に定める額は、別紙7別添1（エコフィードの生産拡大における要件等）に定める額とする。

第9 その他

- 1 本事業を実施する場合には、生産局長又は地方農政局長は、実施要領に定めるもののほか、事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じ調査し、又は報告を求めることができるものとする。
- 2 本事業の実施につき必要な事項については、実施要領に定めるもののほか、農林水産省生産局畜産部飼料課長が別に定めるものとする。

エコフィードの生産拡大における要件等

別紙7第4の2の(2)の②の取組の要件及び別紙7第8の2の(2)の助成対象となる経費及び額については、次に掲げるとおりとする。

1 食品残さ等の飼料利用拡大

(1) 取組の要件

別紙7第2の2の(2)の①のアの取組（食品残さ等の飼料利用拡大）は、事業実施主体が、事業実施年度において飼料に仕向けるために収集することとしている食品残さ等の量から、事業実施前の直近3年間において飼料に仕向けるために収集した食品残さ等の量の平均値を減じた数量（以下、「食品残さ等の飼料利用拡大量」という。）が100トン以上である場合に限り、行うことができる。

(2) 助成対象数量

助成対象数量は、食品残さ等の飼料利用拡大量のうち、実施要領第3の1による事業実施計画の承認（以下「計画承認」という。）を受けた後の食品残さ等の飼料利用拡大量とする。この場合において、助成対象となる食品残さ等の飼料利用拡大量の算定は、次の①又は②の式により行うものとする。ただし、2の取組（国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大）を行う場合には①又は②及び③の式により算定を行うものとする。

① 食品残さ等の飼料利用数量が食品残さ等の飼料利用における基準数量を超える日が計画承認後の場合（計画承認前の食品残さ等の飼料利用数量が食品残さ等の飼料利用における基準数量を下回る場合）

$$\text{助成対象となる食品残さ等の飼料利用拡大量} = \text{食品残さ等の飼料利用数量} - \text{食品残さ等の飼料利用における基準数量}$$

② 食品残さ等の飼料利用における基準数量を超える日が計画承認前の場合

$$\text{助成対象となる食品残さ等の飼料利用拡大量} = \text{食品残さ等の飼料利用数量} - \text{計画承認前の食品残さ等の飼料利用数量}$$

③ 2の取組（国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大）を行う場合
助成対象となる食品残さ等の飼料利用拡大量 =

$$\text{①又は②で算定した助成対象となる食品残さ等の飼料利用拡大量} - \text{助成対象となる国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大量}$$

(3) 食品残さ等の飼料利用数量

食品残さ等の飼料利用数量は、事業実施年度において、事業実施主体が飼料に仕向けるために収集することとしている食品残さ等の量とする。

(4) 計画承認前の食品残さ等の飼料利用数量

計画承認前の食品残さ等の飼料利用数量は、事業実施年度中の計画承認前までに、事業実施主体が飼料に仕向けるために収集した食品残さ等の量とする。

(5) 食品残さ等の飼料利用における基準数量

食品残さ等の飼料利用における基準数量は、事業実施前の直近3年間において、事業実施主体が飼料に仕向けるために収集した食品残さ等の量の平均値とする。

(6) 助成対象経費

助成額は次式により算定するものとする。

助成対象となる食品残さ等の飼料利用拡大量（トン）＝

食品残さ等の飼料利用拡大量（トン）－計画承認前の食品残さ等の
飼料利用拡大量（トン）

助成額（円）＝助成対象となる食品残さ等の飼料利用拡大量（トン）×3,000 円以
内／トン×取組年度係数

※ 食品残さ等の飼料利用拡大量は、最低100トンとする。

※ 取組年度係数は、2年目で0.8、3年目で0.6とする。

※ 助成額は円単位とする。

※ 計画承認前の食品残さ等の飼料利用拡大量は、事業実施年度中の計画承認前ま
でに、事業実施主体が飼料に仕向けるために収集した食品残さ等の量とする。

2 国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大

(1) 取組の要件

別紙7の第2の2の(2)の①のイの取組（国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大）
は、次の各号に該当する場合に限り行うことができるものとする。

- ① 1の取組（食品残さ等の飼料利用拡大）を行うこと。
- ② 食品残さ等の飼料利用拡大量に対し、国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大量が
2割以上であること。

(2) 国産由来の食品残さ等の定義

国産由来の食品残さ等とは、事業実施年度において新たに収集する食品残さ等のうち、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

- ① 国産原料で製造された食品に由来する食品残さ等であることを証明できるもの。
- ② 国内で農作物等を生産する農場等から発生する農場残さ等であることを証明でき
るもの。
- ③ 食品小売業及び外食産業から排出される余剰食品及び調理残さ等であることを証
明できるもの。

(3) 助成対象数量

助成対象数量は、計画承認後の国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大量とする。

(4) 国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大量

国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大量は、事業実施年度において、新たに食品残さ等を食品事業者等から収集することとしている国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大量とする。

(5) 助成対象経費

助成額は次式により算定するものとする。

助成額(円) = 計画承認後の国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大量(トン) × 5,000 円以内／トン × 取組年度係数

※ 食品残さ等の飼料利用拡大量に対し、国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大量が2割以上であること。

※ 取組年度計数は、2年目で0.8、3年目で0.6とする。

※ 助成額は円単位とする。

3 食品残さ等の分別の実施

(1) 前提条件

別紙7の第2の2の(2)の①のウの(ア)の取組(食品残さ等の分別の実施)は、1の取組(食品残さ等の飼料利用拡大)を行う場合に限り行うことができるものとする。

(2) 分別の定義

分別とは、次に掲げるいずれかの行為をいう。

① 食品残さ等を排出する食品事業者が、自ら又は委託により、家畜用の飼料に適さない食品や異物の混入防止を図り、食品の特徴に分類して専用容器に収納し、腐敗防止等の品質保持に係る処理を行う行為。

② 食品残さ等を利用してエコフィードを製造する事業者が、自ら又は委託により、家畜用の飼料に適さない食品の除去や包装材と食品とを分離する行為。

(3) 助成対象数量

助成対象数量は、1の(2)の助成対象となる食品残さ等の飼料利用拡大量のうち、計画承認後、分別の実施によって拡大した数量とする。

(4) 助成対象経費

助成額は次式により算定するものとする。

① 食品残さ等の分別の実施

助成額(円) = 計画承認後の分別の実施による食品残さ等の飼料利用拡大量(トン) × 4,000 円以内／トン × 取組年度係数

※ 助成対象となる計画承認後の分別の実施による食品残さ等の飼料利用拡大量は、最低1トンとする。

※ 取組年度係数は、2年目で0.8、3年目で0.6とする。

※ 助成額は円単位とする。

4 食品残さ等の含水率の削減

(1) 前提条件

別紙7の第2の2の(2)の①のウの(イ)の取組(食品残さ等の含水率の削減)は、1の取組(食品残さ等の飼料利用拡大)を行う場合に限り行うことができるものとする。

(2) 含水率の削減の定義・要件

含水率の削減とは、食品残さ等を排出する食品事業者が、自らの事業所において、乾燥、濃縮、脱水等により、食品残さ等の水分含量を削減する行為であって、食品残さ等を排出した月に1回以上計測するよう取り組むものとする。

この場合において、含水率の削減率は、次式によって算出するものとし、事業実施主体は、削減率が15%以上になるよう取り組むものとする。

含水率削減前水分含有率A % - 含水率削減後水分含有率B %

≥ 15 %

含水率削減前水分含有率A %

(3) 助成対象数量

助成対象数量は、1の(2)の助成対象となる食品残さ等の飼料利用拡大量のうち、計画承認後、含水率の削減によって拡大した数量をいう。

(4) 助成対象経費

助成額(円) = 計画承認後の含水率の削減による食品残さ等の飼料利用拡大量(トン) × 1,000円以内／トン × 取組年度係数

- ※ 助成対象となる計画承認後の含水率の削減による食品残さ等の飼料利用拡大量は、最低1トンとする。
- ※ 取組年度係数は、2年目で0.8、3年目で0.6とする。
- ※ 助成額は円単位とする。

5 成分分析等の実施

(1) 前提条件

別紙7の第2の2の(2)の①のウの(ウ)の取組(成分分析等の実施)は、1の取組(食品残さ等の飼料利用拡大)を行う場合に限り行うことができるものとする。

(2) 成分分析等の定義・要件

成分分析等とは、成分が未知であり、若しくは変動する食品残さ等又はこれを活用して生産したエコフィードについて、成分分析や安全性の確認のための分析等を行う行為をいうものとする。事業実施主体は、次のA及びBの取組が、それぞれの最低実施回数以上になるよう取り組むものとする。

	取組の種類	最低実施回数
A	成分分析 以下のいずれかの取組 ・一般成分分析 ・その他の成分分析	8回／年
B	安全性等の確認のための分析 以下のいずれかの取組 ・安全性の分析 ・家畜給与試験 ・畜産物評価	2回／年

(3) 助成対象数量

助成対象数量は、1の(2)の助成対象となる食品残さ等の飼料利用拡大量のうち、計画承認後の飼料利用拡大量又は150トンのいずれか小さい数量とする。

(4) 助成対象経費

助成額は次式により算定するものとする。

$$\text{助成額（円）} = \text{助成対象数量（10トン）} \times 30,000 \text{円以内} / 10 \text{トン} \times \text{取組年度係数}$$

※ 助成対象数量は、最低10トンとする。

※ 取組年度係数は、2年目で0.8、3年目で0.6とする。

※ 助成額は円単位とする。

6 食品残さ等の飼料利用体制の整備

(1) 事業の前提条件

別紙7第2の2の(2)の②の取組（食品残さ等の飼料利用体制の整備）は、1から5のいずれかの取組を行う場合に限り行うことができるものとし、リースの対象となる機材は、それぞれの取組を達成するために必要なものとする。

ただし、トラクターその他の個人経営になじむ汎用作業機械等は、助成対象としない。

(2) リース契約の締結

- ア 事業実施主体は、別紙7第5の1の事業実施計画の別添（別紙7様式第1号-④）については、見積競争によりリース予定業者を選定した上で、作成するものとする。
- イ 事業実施主体は、計画承認を受けた後に、リース業者とリース契約を締結するものとし、事業実施期間において継続する契約を締結できるものとする。

(3) リース機材

- ア 事業実施主体は、リース機材を設置する際に、搬入前の設置場所又は搬入場所及び搬入作業を撮影するとともに、設置又は搬入した後の写真を撮影し、適切に保管するものとする。

イ 事業実施主体は、リース機材の設置が終了した後、飼料利用体制整備報告書（別紙7様式第2号）を作成し、リース契約書の写しを添付して、別紙7の第6の1の事業実施状況の報告（別紙7様式第3号－1－②）に添付し、地方農政局長に提出するものとする。ただし、リース機材の設置又は搬入が終了する日が同第6の1の事業実施状況の報告より後の場合は、同第6の2の事業実績報告書（別紙7様式第3号－2－②）に添付し、地方農政局長に提出するものとする。

（4）助成対象経費

助成の対象となる額は、導入した機材の計画承認後の事業実施期間におけるリース経費の1／2以内とし、上限額は、事業実施主体当たり3,000千円／年とする。

なお、リース料は、均等払いとし、トラクターその他の個人経営になじむ汎用作業機材は、助成対象としない。

7 補助金の返還

1の取組（食品残さ等の飼料利用拡大）における利用拡大量の実績が、事業実施年度ごとに最低達成水準（利用拡大量の計画量の7割）に満たなかった場合は、その旨を速やかに地方農政局長に報告するとともに、次式により算出した補助金返還額を国に返還しなければならない。

なお、補助金返還額は円単位とし、小数点以下は切捨てとする。

$$\text{補助金返還額} = \frac{\text{食品残さ等の飼料利用体制の整備に係る補助金}}{\times (\text{最低達成水準} - \text{利用拡大量})} \div \text{最低達成水準}$$

8 帳簿等の保管

次に掲げる事項を記した帳簿を備えるとともに、その根拠となる書類等を事業実施期間終了後5年間保管しておくものとする。

（1）食品残さ等の飼料利用拡大

- ① 食品残さ等の搬入量・飼料化仕向け量・在庫量
- ② 食品残さ等の排出元ごとの食品残さ等の搬入量
- ③ エコフィードの製造量・譲渡量・在庫量
- ④ その他必要な事項

（2）国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大

- ① 国産由来の食品残さ等の搬入量
- ② 国産由来の食品残さ等の排出元ごとの食品残さ等の搬入量
- ③ その他必要な事項

（3）活用が進んでいない食品残さ等の飼料利用拡大

- ① 食品残さ等の含水率の削減
食品残さ等の含水率削減前後における水分含量の計測値

② 成分分析等の実施

- ア 成分分析等の計測値
- イ 分析機関等における分析報告書
- ウ 家畜給与試験における作業内容・採取データ等
- エ その他必要な事項

(4) 食品残さ等の飼料利用体制の整備

- ① 導入した機材の作業内容・作業時間
- ② その他必要な事項

事業実施計画書
(未利用資源の有効活用及び生産技術の普及)

1 事業の目的

--

2 事業実施主体の概要等

--

3 事業の内容（計画）

（1）検討委員会の開催

開催時期	開催場所	構成及び人数	会議の内容

（2）未利用資源の有効活用のためのシステム構築

① 検討部会の開催

開催時期	開催場所	構成及び人数	会議の内容

② 情報の収集

開催時期	開催場所	範囲	内容

③ システムの構築及び普及等

--

（3）未利用資源の生産技術の普及

① 選考委員会の開催

開催時期	開催場所	構成及び人数	会議の内容

② 優良事例の調査及び表彰

--

③ 講習会等の開催

(4) その他

4 事業実施により期待される効果（成果指標）

目標年度	
------	--

成果指標の項目	現状値	目標値	
未利用資源活用のためのシステム構築			
未利用資源の生産技術の普及			

その他事業実施による効果	
--------------	--

※ 成果指標は、取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標を設定すること。

5 事業費（積算）

対象活動等	内容（費目）	事業量	単価	事業費	備考
計					

6 その他

事業実施計画書

〔飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び
差別化畜産物の流通・販売に係る普及〕

1 事業の目的

--

2 事業実施主体の概要等

--

3 事業の内容（計画）

（1）検討委員会の開催

開催時期	開催場所	構成及び人数	会議の内容

（2）飼料化事業者の持続的な原料確保の促進

① 作業部会の開催

開催時期	開催場所	構成及び人数	会議の内容

② 参考資料（手引き書等）の作成、普及

--

（3）差別化畜産物の流通・販売に係る普及

① 実態調査

開催時期	開催場所	範囲	内容

② 畜産物の普及

--

(3) 認証の取得支援

認証の種類	認証取得支援予定件数	内容

(4) その他

--

4 事業実施により期待される効果（成果指標）

目標年度	

成果指標の項目	現状値	目標値	
飼料化事業者の持続的な原料確保の促進			
差別化畜産物の流通・販売に係る普及			

その他事業実施による効果	
--------------	--

※ 成果指標は、取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標を設定すること。

5 事業費（積算）

対象活動等	内容（費目）	事業量	単価	事業費	備考
計					

6 その他

--

事業実施計画書
(地域の未利用資源活用促進)

1 事業の目的

--	--	--	--	--

2 事業実施主体の概要

構成員※	氏名	所属・役職	業種	所在地（市町村名まで）

※ 提供又は収集する者、飼料を製造する者、畜産農家、地方自治体等の全てにおいて、必ず1名以上が参加（兼任しても可）すること。ただし、農業協同組合に該当する事業実施主体においては、当該取組を実施する構成員及び連携する者を記載すること。

3 事業の内容（計画）

（1）検討会の開催

開催時期	開催場所	構成及び人数	会議の内容

（2）未利用資源の調査及び計画の策定

--	--	--	--

（3）飼料生産・利用に向けた体制構築

--	--	--	--

（4）未利用資源活用拡大の地域推進

--	--	--	--

(5) 未利用資源の飼料利用体制の整備

リース機材の名称	規格	数量	備考
事業実施年度の事業費総額（税抜）		円	
助成対象額（総額の1／2）		円	
導入目的・用途			
導入（予定）時期			
設置場所	名称		
	所在地		
見積書（写）を添付			

※ 助成対象額は円単位とし、小数点以下は切り捨てる。

※ 事業実施期間において継続する契約を締結している場合は、対象となる機材について、その旨を備考欄に記載すること。

また、この場合、見積書（写）ではなく契約書（写）を添付することとするが、別紙7様式第2号の提出をしている場合は、添付を省略することができる。

4 事業実施により期待される効果（成果指標）

目標年度			
項目	現状値	目標値	
その他事業実施による効果			

※ 成果指標は、取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標（未利用資源の生産・利用量等）を設定すること。

5 事業費（積算）

対象活動等	内容（費目）	事業量	単価	事業費	備考
計					

6 その他

--

別紙 7 様式第 1 号－④（別紙 7 の第 5 の 1 関係）

**事業実施計画書
(エコフィードの生産拡大)**

1 事業実施主体の概要

別紙 7 の第 3 の 2 の（2）の①のアからキまでのうち該当する要件			
構成員※	氏名	所属・役職	所在地（市町村名まで）

※ 別紙 7 の第 3 の 2 の（2）の①のうち、ア及びイに該当する事業実施主体においては、構成員の記載を省略することができるが、この場合、「氏名」にエコフィードを利用する畜産農家の経営形態として、酪農、肉用牛（繁殖）、肉用牛（肥育）、養豚、採卵鶏、ブロイラー等を記載し、「所属・役職」に、それぞれの戸数を記載する。

2 エコフィードの概要

原料	別紙 7 別添様式 1		
原料調達先事業所数	力所	()	
原料の計量者			
原料の計量方法			
製造場所	〒	—	
製造方法			
形状		年間製造数量（トン）	

※ 原料調達先は、原則 2 力所（事業所）以上とすること。ただし、食品事業者が自らの事業所でエコフィードを製造し、直接利用者に譲渡する場合はこの限りではない。
この場合、「原料調達先事業所数」の（括弧）内に「自社」と記載すること。

3 エコフィードの利用者

構成員	名称（氏名）	所在地（市町村名まで）	対象畜種	利用数量（トン）

※ エコフィードの利用者が事業実施主体の構成員である場合、「構成員」に「○」を記載する。
※ 別紙 7 の第 3 の 2 の（2）の①のうち、ア及びイに該当する事業実施主体においては、エコフィードの利用者に関する記載を省略することができる。

4 取組の内容

(1) 食品残さ等の飼料利用拡大

ア 事業実施前の食品残さ等の飼料利用（収集）数量 (単位：トン)

食品残さ等の飼料利用における基準数量	
--------------------	--

※ 事業初年度に承認された食品残さ等の飼料利用における基準数量を記載する。

イ 事業実施期間の食品残さ等の飼料利用（収集）計画（実績） (単位：トン)

	食品残さ等の飼料利用数量	食品残さ等の飼料利用拡大量	備考
1年目 (平成 年度)			
2年目 ((元号) 年度)			
3年目 ((元号) 年度)			
詳細は別紙7別添様式1	食品残さ等の排出元との譲渡契約書（写）を添付（事業実施年度分）		

※ 年度の記載は、西暦で記載することができる。

※ 各数量は原物重量とし、小数点以下を切り捨てる。

※ 食品残さ等の飼料利用拡大量は、食品残さ等の飼料利用数量から食品残さ等の飼料利用における基準数量を差し引いた値とし、100トン以上とする。

※ 事業実施3年間の食品残さ等の飼料利用（収集）計画を作成し、事業年度毎に計画を見直すこと。

※ 食品残さ等の排出元との譲渡契約書には、①契約者氏名、②食品残さ等の種類、③譲渡予定数量、④契約期間を記載するものとする。また、活用が進んでいない食品残さ等の飼料利用拡大における「ア 分別の実施」を行う場合は、⑤分別の実施者、⑥分別の方法を、「イ 含水率の削減」を行う場合は、⑦含水率削減の実施者、⑧含水率の削減方法を記載するものとする。ただし、事業実施年度において、新たな排出元等との譲渡契約書の締結が計画書の提出以降となる場合は、事業実施年度の食品残さ等の飼料化計画量の根拠となる書類を添付するものとし、譲渡契約書の締結後、速やかに提出するものとする。

※ 食品事業者が自らの事業場でエコフィードを製造し、直接利用者に譲渡する場合は、食品残さ等の排出元との譲渡契約書（写）の添付を省略することができる。

ただし、当食品事業者における事業実施年度の前年度の食品残さ等の総排出量、廃棄処分量、再生利用実施量及び再生利用委託量等を取りまとめた、事業実施年度の食品残さ等の飼料化計画量の根拠となる書類を添付するものとする。

(2) 国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大

国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大量（トン）	
食品残さ等の飼料利用拡大量に対する 国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大量的割合（%）	
詳細は別紙7別添様式1	

※ 国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大量は原物重量とし、小数点以下を切り捨てる。

※ 国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大量は食品残さ等の飼料利用拡大量のうち、別紙7別添1の2の（2）に規定する要件に該当し、別紙7別添1の2の（4）の量とする。

(3) 活用が進んでいない食品残さ等の飼料利用拡大

ア 食品残さ等の分別の実施

分別の実施者	
分別の方法	
分別の実施による食品残さ等の飼料利用拡大量（トン）	
詳細は別紙7別添様式1	

※ 分別の実施による食品残さ等の飼料利用拡大量は、1トン以上とする。（原物重量とし、小数点以下を切り捨てる。）

イ 食品残さ等の含水率の削減

含水率削減の実施者				
含水率の削減方法				
含水率の削減前後の水分含量 (%)	実施前		→	実施後
含水率の削減による食品残さ等の飼料利用拡大量 (トン)				
詳細は別紙 7 別添様式 1				

※ 含水率の削減による食品残さ等の飼料利用拡大量は、1トン以上とする。（含水率削減後の原物重量とし、小数点以下を切り捨てる。）

ウ 成分分析等の実施

成分分析等の実施者							
成分分析等の必要性		初めて扱う種類の食品残さ等があるため。					
		新たな排出元から受け入れる食品残さ等があるため。					
		成分等が季節変動するため。					
		初めて家畜給与の影響を確認するため。					
		その他〔 〕					
成分分析等の実施による食品残さ等の飼料利用拡大量 (トン)							
詳細は別紙 7 別添様式 1							

※ 成分分析等の実施による飼料利用拡大量は、(1) のイの事業実施年度の利用拡大量のうち、150トン以下とする。(原物重量とし、一の位を切り捨てる。)

※ 成分分析等の必要性は、該当する理由に「○」を記載する。

(4) 食品残さ等の飼料利用体制の整備

リース機材の名称	規格	数量	備考
事業実施年度の事業費総額（税抜）			円
助成対象額（総額の1／2）			円
導入目的・用途			
導入（予定）時期			
設置場所	名称		
	所在地		
見積書（写）を添付			

※ 助成対象額は円単位とし、小数点以下は切り捨てる。

※ 事業実施期間において継続する契約を締結している場合は、対象となる機材について、その旨を備考欄に記載すること。

また、この場合、見積書（写）ではなく契約書（写）を添付することとする。ただし、前年度に提出している場合は、添付を省略することができる。

事業年度の取組（計画）の詳細

<エコフィードの生産拡大>

①食品残さ等の飼料利用における基準数量（トン）	
-------------------------	--

食品残さ等の排出元	所在地 (市町村名まで)	食品残さ等の種類	食品残さ等排出元別の基準飼料利用量（トン） (a)	事業実施年度の飼料利用量（トン） (b)	加算取組	拡大量（トン） (c) = (b) - (a)
		②食品残さ等の飼料利用数量 (bの合計) (トン)			③国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大量 (トン)	
※ 「食品残さ等の種類」には、国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大の取組を実施する場合、食品残さ等の種類の後に「（国産由来）」又は「（川下由来）」と記載すること。					④分別による拡大実施量 (トン)	
※ 「食品残さ等の排出元別の基準利用量(a)」には、事業初年度に承認された食品残さ等の飼料利用における基準数量において算出した排出元別の数値を記載すること。					⑤含水率削減による拡大実施量 (トン)	
※ 「事業実施年度の利用量(b)」には、食品残さ等の排出元との譲渡契約書に基づく数値を記載すること。						
※ 「加算取組」には、食品残さ等の分別の実施の取組に該当する場合、「分別」、食品残さ等の含水率の削減の取組に該当する場合「含水率削減」、両方の取組に該当する場合は、「分別・含水率削減」と記載すること。						

⑥食品残さ等の飼料利用拡大量（トン）	「②食品残さ等の飼料利用数量」 - 「①食品残さ等の飼料利用における基準数量」（※取組要件は100トン以上）
--------------------	--------------------------------------------------------

⑦計画承認後の食品残さ等の飼料利用拡大量（トン）	「⑥食品残さ等の飼料利用拡大量」のうち、「計画承認後の食品残さ等の飼料利用拡大量」
--------------------------	-------------------------------------------

※ 計画承認日が事業実施年度の5月以降の場合は、別紙7別添様式2を添付すること。

⑧助成対象となる食品残さ等の飼料利用拡大量（トン）	「⑦計画承認後の食品残さ等の飼料利用拡大量」 - 「⑨助成対象となる国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大量」
---------------------------	-------------------------------------------------------

⑨助成対象となる国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大量（トン）	「⑩助成対象となる分別の実施による飼料利用拡大量（トン）」のうち、「計画承認後の国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大量」
--------------------------------	-------------------------------------------------------------

⑩助成対象となる分別の実施による飼料利用拡大量（トン）	「④分別による拡大実施量」のうち、「計画承認後の分別による拡大量」又は「⑦計画承認後の食品残さ等の飼料利用拡大量」のいずれか小さい数値
-----------------------------	---------------------------------------------------------------------

※ 「計画承認後の分別による拡大量」 :

※ 「⑦計画承認後の食品残さ等の飼料利用拡大量」 :

⑪助成対象となる含水率の削減による飼料利用拡大量（トン）	
------------------------------	--

※「計画承認後の含水率削減による拡大量」：

※「⑦計画承認後の食品残さ等の飼料利用拡大量」：

「⑤含水率削減による拡大実施量」のうち、「計画承認後の含水率削減による拡大実施量」又は「⑦計画承認後の食品残さ等の飼料利用拡大量」のいずれか小さい数値

⑫助成対象となる成分分析等の実施による飼料利用拡大量（トン）	
--------------------------------	--

※「⑦計画承認後の食品残さ等の飼料利用拡大量」：

※上限数量：

「⑦計画承認後の食品残さ等の飼料利用拡大量」のうち一つの位を切り捨てた数値又は補助上限数量150トンのいずれか小さい数値（※成分分析等の実施において、要件を満たしていることを確認すること）

※成分分析等の実施

取組の種類	分析内容	実施回数	備考
A 成分分析			
	合計		※合計は8回以上とする
B 安全性等の確認のための分析			
	合計		※合計は2回以上とする

別紙7別添様式2（別紙7様式第1号-④（別紙7別添様式1）関係）

利用数量（計画）の詳細

(単位：トン（原物重量）)

食品残さ等の排出元	所在地 (市町村名まで)	食品残さ等の種類	国産由来の食品残さ等の有無	加算取組の有無	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合計																	

※ エコフィードの原料のうち、食品事業者の事業場で含水率を低下させた食品残さ等を利用する場合、含水率削減後の原物量で計上する。

※ 「国産由来の食品残さ等の有無」には、対象の品目を記載し、同行の数量の記載は、（）で国産由来の食品残さ等の利用数量を記載する。

※ 「加算取組の有無」には、食品残さ等の分別の実施の取組に該当する場合、「分別」、食品残さ等の含水率の削減の取組に該当する場合、「含水率」、両方の取組に該当する場合は、「分別・含水率」と記載すること。なお、同行において、全量が該当しない場合、「加算取組の有無」に対象の品目を合わせて記載し、同行の数量の記載は、（）で該当数量を記載する。

※ この様式において規定された事項が記載されたものであれば、様式は間わない。

飼料利用体制整備報告書

1 リース機材の概要

リース事業者名			
リース契約者名			
リース期間	～	カ月	
リース契約日		機材設置日	
設置場所	名称		
	所在地		
リース機材の名称	規格	数量	
		.	
		.	
事業実施期間中の事業費総額（税抜）		円	
助成対象額（総額の1／2）		円	
契約書（写）を添付		※助成対象額は円単位とし、小数点以下は切り捨て。	

2 リース機材の整備状況

導入前の設置場所の写真又は導入作業の写真	設置後の写真

事業実施状況報告書

1 事業の種類

--

※別紙 7 の第 6 の 1 事業の種類を記載すること。

2 実施状況

単位：額（千円）、率（%）

対象活動等	内容（費目）	事業費	執行率	備考
合計				

3 その他

--

事業実施状況報告書
(エコフィードの生産拡大)

1 食品残さ等の飼料利用拡大

食品残さ等の 飼料利用における 基準数量（トン）	食品残さ等の 飼料利用数量 (トン)	食品残さ等の利用拡大量			備考
		計画（トン）	実績（トン）	達成率（%）	

詳細は別紙 7 別添様式 3

※原物重量とし、小数点以下を切り捨てる。

2 国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大

国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大量				詳細は別紙 7 別添様式 3
計画（トン）	実績（トン）	達成率（%）	備考	※原物重量とし、小数点以下を切り捨てる。

3 活用が進んでいない食品残さ等の飼料利用拡大

(1) 食品残さ等の分別の実施

分別の実施による食品残さ等の飼料利用拡大量				詳細は別紙 7 別添様式 3
計画（トン）	実績（トン）	達成率（%）	備考	※原物重量とし、小数点以下を切り捨てる。

(2) 食品残さ等の含水率の削減

含水率の削減による食品残さ等の飼料利用拡大量				詳細は別紙 7 別添様式 3
計画（トン）	実績（トン）	達成率（%）	備考	※含水率削減後の原物重量とし、小数点以下を切り捨てる。

(3) 成分分析等の実施

成分分析等の実施による食品残さ等の飼料利用拡大量				※原物重量とし、一の位を切り捨てる。
計画（トン）	実績（トン）	達成率（%）	備考	
取組の種類		実施回数	備考	
A 成分分析				
B 安全性等の確認のための分析				

利用数量（実施状況）の詳細

(単位：トン（原物重量）)

食品残さ等 の排出元	所在地 (市町村名ま で)	食品残さ等 の種類	国産由来の食 品残さ等の有 無	加算取組の有無	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
合計														

※ エコフィードの原料のうち、食品事業者の事業場で含水率を低下させた食品残さ等を利用する場合、含水率削減後の原物量で計上する。

※ 「国産由来の食品残さ等の有無」には、対象の品目を記載し、同行の数量の記載は、()で国産由来の食品残さ等の利用数量を記載する。

※ 「加算取組の有無」には、食品残さ等の分別の実施の取組に該当する場合、「分別」、食品残さ等の含水率の削減の取組に該当する場合、「含水率」、両方の取組に該当する場合は、「分別・含水率」と記載すること。なお、同行において、全量が該当しない場合、「加算取組の有無」に対象の品目を合わせて記載し、同行の数量の記載は、()で該当数量を記載する。

※ この様式において規定された事項が記載されたものであれば、様式は問わない。

事業実績報告書
（未利用資源の有効活用及び生産技術の普及）

1 事業の内容（実績）

（1）検討委員会の開催

開催時期	開催場所	構成及び人数	会議の内容

（2）未利用資源の有効活用のためのシステム構築

① 検討部会の開催

開催時期	開催場所	構成及び人数	会議の内容

② 情報の収集

開催時期	開催場所	範囲	内容

③ システムの構築及び普及等

--

（3）未利用資源の生産技術の普及

① 選考委員会の開催

開催時期	開催場所	構成及び人数	会議の内容

② 優良事例の調査及び表彰

--

③ 講習会等の開催

(4) その他

2 事業実施の成果・課題

(1) 未利用資源活用のためのシステム構築

※ 成果物がある場合は、添付すること。

(2) 未利用資源の生産技術の普及

※ 成果物がある場合は、添付すること。

3 その他

事業実績報告書

〔 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び
差別化畜産物の流通・販売に係る普及 〕

1 事業の内容（実績）

（1）検討委員会の開催

開催時期	開催場所	構成及び人数	会議の内容

（2）飼料化事業者の持続的な原料確保の促進

① 作業部会の開催

開催時期	開催場所	構成及び人数	会議の内容

② 参考資料（手引き書等）の作成、普及

--

（3）差別化畜産物の流通・販売に係る普及

① 実態調査

開催時期	開催場所	範囲	内容

② 畜産物の普及

--

③ 認証の取得支援

認証の種類	認証取得支援件数	内容

（4）その他

--

2 事業実施の成果・課題

(1) 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進

※ 成果物がある場合は、添付すること。

(2) 差別化畜産物の流通・販売に係る普及

※ 成果物がある場合は、添付すること。

3 その他

事業実績報告書
(地域の未利用資源活用促進)

1 事業の内容（実績）

(1) 検討会の開催

開催時期	開催場所	構成及び人数	会議の内容

(2) 未利用資源の調査及び計画の策定

(3) 飼料生産・利用に向けた体制構築

(4) 未利用資源活用拡大の地域推進

2 事業実施の成果・課題

※ 成果物がある場合は、添付すること。

3 その他

**事業実績報告書
(エコフィードの生産拡大)**

1 食品残さ等の飼料利用拡大

食品残さ等の飼料利用における基準数量（トン）	食品残さ等の飼料利用数量（トン）	食品残さ等の飼料利用拡大量		備考
		計画（トン）	実績（トン）	

詳細は別紙 7 別添様式 4

※ 原物重量とし、小数点以下を切り捨てる。

2 国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大

国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大量（トン）

詳細は別紙 7 別添様式 4

※ 原物重量とし、小数点以下を切り捨てる。

3 活用が進んでいない食品残さ等の飼料利用拡大

(1) 食品残さ等の分別の実施

分別の実施による食品残さ等の飼料利用拡大量（トン）

詳細は別紙 7 別添様式 4、5

※ 原物重量とし、小数点以下を切り捨てる。

(2) 食品残さ等の含水率の削減

含水率の削減による食品残さ等の飼料利用拡大量（トン）

詳細は別紙 7 別添様式 4、6

※ 含水率削減後の原物重量とし、小数点以下を切り捨てる。

(3) 成分分析等の実施

成分分析等の実施による食品残さ等の飼料利用拡大量（トン）

詳細は別紙 7 別添様式 4、7

※ 原物重量とし、一の位を切り捨てる。

4 事業の効果・課題

エコフィード の製造数量 (トン)	エコフィードの利用者数		
	畜産農家	戸	(畜種：)
配合飼料メーカー	工場	(畜種：)	
取組の効果・課題 (廃棄物処理コスト、飼料コスト、家畜飼養管理、畜産物等への影響及び施設見学の受入等)			

別紙7別添様式4（別紙7様式第3号－2－④関係）

事業実施年度の取組（実績）の詳細

(単位：トン（原物重量）)

食品残さ等 の排出元	所在地 (市町村名ま で)	食品残さ等 の種類	国産由来の 食品残さ等 の有無	加算取組の有 無	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合計																	

※ エコフィードの原料のうち、食品事業者の事業場で含水率を低下させた食品残さ等を利用する場合、含水率削減後の原物量で計上する。

※ 「国産由来の食品残さ等の有無」には、対象の品目を記載し、同行の数量の記載は、（）で国産由来の食品残さ等の利用量を記載する。

※ 国産由来の食品残さ等の飼料利用量の対象数量については、根拠となる書類等を提出すること。

※ 「加算取組の有無」には、食品残さ等の分別の実施の取組に該当する場合、「分別」、食品残さ等の含水率の削減の取組に該当する場合、「含水率」、両方の取組に該当する場合は、「分別・含水率」と記載すること。なお、同行において、全量が該当しない場合、「加算取組の有無」に対象の品目を合わせて記載し、同行の数量の記載は、（）で該当数量を記載する。

※ この様式において規定された事項が記載されたものであれば、様式は間わない。

分別の実施状況

1. 食品残さ等の排出元における分別

1	食品残さ等の排出元		
分別作業場所 (内部)	分別作業	分別後の食品残さ等	

2	食品残さ等の排出元		
分別作業場所 (内部)	分別作業	分別後の食品残さ等	
3	食品残さ等の排出		

2. 食品残さ等の排出元以外の者における分別

1	食品残さ等の排出	2		3	
4		5		6	
分別作業場所 (内部)		分別作業		分別後の食品残さ等	

※ この様式において規定された事項が記載されたものであれば、様式は問わない。

含水率の削減状況

1	食品残さ等の排出元	
(1) 計測回数 <input type="text"/> 回 ※ 食品事業者が飼料用に食品残さ等を排出した月に1回以上計測すること。		
(2) 含水率削減前の水分含量の平均値 <input type="text"/> % ... ① ※小数点第2位を四捨五入		
(3) 含水率削減後の水分含量の平均値 <input type="text"/> % ... ② ※小数点第2位を四捨五入		
(4) 含水率削減率 $\frac{\text{①含水率削減前の水分含量} - \text{②含水率削減後の水分含量}}{\text{①含水率削減前の水分含量}} \times 100\%$ $= \quad \quad \quad \% \quad \geq \quad \quad \quad 15\% \quad \quad \quad \text{※ 小数点第2位を四捨五入}$		

2	食品残さ等の排出元	
(1) 計測回数 <input type="text"/> 回 ※ 食品事業者が飼料用に食品残さ等を排出した月に1回以上計測すること。		
(2) 含水率削減前の水分含量の平均値 <input type="text"/> % ... ① ※小数点第2位を四捨五入		
(3) 含水率削減後の水分含量の平均値 <input type="text"/> % ... ② ※小数点第2位を四捨五入		
(4) 含水率削減率 $\frac{\text{①含水率削減前の水分含量} - \text{②含水率削減後の水分含量}}{\text{①含水率削減前の水分含量}} \times 100\%$ $= \quad \quad \quad \% \quad \geq \quad \quad \quad 15\% \quad \quad \quad \text{※ 小数点第2位を四捨五入}$		

3	食品残さ等の排出元	
(1) 計測回数 <input type="text"/> 回 ※ 食品事業者が飼料用に食品残さ等を排出した月に1回以上計測すること。		
(2) 含水率削減前の水分含量の平均値 <input type="text"/> % ... ① ※小数点第2位を四捨五入		
(3) 含水率削減後の水分含量の平均値 <input type="text"/> % ... ② ※小数点第2位を四捨五入		
(4) 含水率削減率 $\frac{\text{①含水率削減前の水分含量} - \text{②含水率削減後の水分含量}}{\text{①含水率削減前の水分含量}} \times 100\%$ $= \quad \quad \quad \% \quad \geq \quad \quad \quad 15\% \quad \quad \quad \text{※ 小数点第2位を四捨五入}$		

成分分析等の実施状況

1 成分分析等の実施回数

取組の種類	分析内容	実施回数	備考
A 成分分析			
	合計		※合計は8回以上とする
B 安全性等の確認のための分析			
	合計		※合計は2回以上とする

2 成分分析等の結果

分析結果の集計結果
※ 分析実施機関等における分析報告書を添付する場合は、この報告に準ずるものとみなす。

事業評価報告書
(未利用資源の有効活用及び生産技術の普及)

1 評価の実施体制等

--

2 事業実施期間

--

3 事業実施により期待される効果(成果指標)

成果指標の項目	目標値 (元号)年度	現状 ((元号)年 度)	自己評価(所見)
未利用資源活用のための システム構築			
未利用資源の生産技術の 普及			

※ ((元号)年度)には、西暦で記載することができる。

その他事業実施による効果	
--------------	--

4 その他

--

事業評価報告書

〔 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び
差別化畜産物の流通・販売に係る普及 〕

1 評価の実施体制等

--

2 事業実施期間

--

3 事業実施により期待される効果(成果指標)

成果指標の項目	目標値 (元号)年度	現状 ((元号)年 度)	自己評価(所見)
飼料化事業者の持続的な 原料確保の促進			
差別化畜産物の流通・販 売に係る普及			

※ ((元号)年度)には、西暦で記載することができる。

その他事業実施による効果	
--------------	--

4 その他

--

別紙7様式第4号-③(別紙7の第7の2関係)

事業評価報告書
(地域の未利用資源活用促進)

1 事業実施期間

--

2 事業実施により期待される効果(成果指標)

成果指標の項目	目標値 (元号)年度	現状 (元号)年 度)	自己評価(所見)

※ ((元号)年度)には、西暦で記載することができる。

その他事業実施による効果	
--------------	--

3 その他

--